

(別紙2)

津市立小中学校の栄養教育実習生の受け入れについて

津市教育委員会

栄養教育実習を本教育委員会に依頼されるときは、次のことにご留意願います。

1 実習について

- (1) 教育実習を希望する学生は、原則として津市在住者・出身者とします。
- (2) 教育実習の承諾は、将来栄養教諭に就こうという強い意志を有する学生に与えるものとします。
- (3) 実習校ならびに受け入れ人数・期間等については、栄養教諭配置校との調整のもと、実習年度の4月末日を目途に決定します。(必ずしも実習生の希望通りになるとは限りません。)
- (4) 教育実習については、教育委員会と実習校の校長の指示に従うこととします。なお、指導教官等においては、実習期間中に実習校を訪問し、実習生をご指導願います。また、実習の意義や実習に臨む姿勢等の事前指導を十分に行ってください。

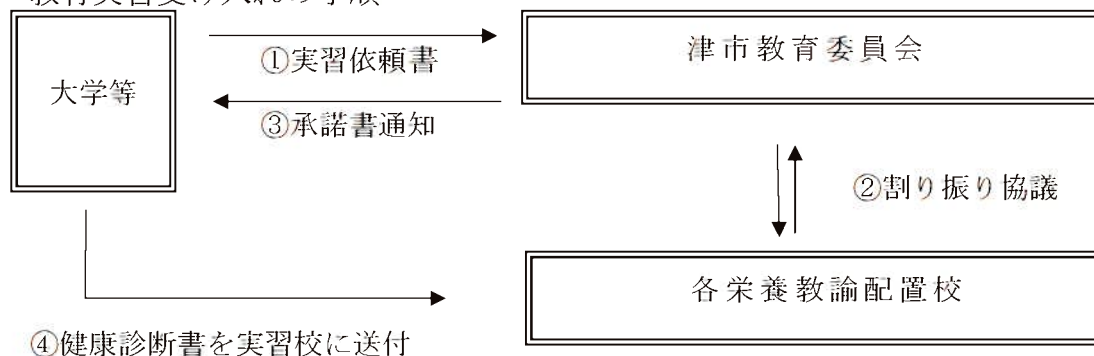
2 手続きについて

- (1) 教育実習を希望する大学は、原則として前年度の10月末日までに実習生の名前、専攻、学年(実習実施年度)、実習希望校(必ずしも希望になるとは限りません)、実習希望期間、連絡先(住所、電話等)を本教育委員会に申請してください。(承諾書送付のための返信用封筒ならびに切手を同封すること。)
- (2) 本教育委員会より、実習年度の5月上旬を目途に各大学へ承諾書を送付します。

3 その他

- (1) 教育実習を希望する学生は、実習実施年度に健康診断を受診し、健康診断結果の写しあるいは、健康であることを証明する文書を事前に実習校宛送付してください。
- (2) 実習に伴う謝礼は不要です。実習に必要な消耗品費・給食費等については、当該校より実習生に対し実費を請求します。
- (3) 管理栄養士臨地実習については、受け入れ可能な学校が限られているため、実習をお断りさせていただく場合もあります。

教育実習受け入れの手順



※ ④は、大学等で実施している健康診断等の写しも可とします。